

平成30年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成30年12月14日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 69号 西郷村課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 70号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 71号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 72号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 73号 平成30年度西郷村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 74号 平成30年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 75号 平成30年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 76号 平成30年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 77号 平成30年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 78号 平成30年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第 6号 専決処分の報告について（専決第4号）
- 追加日程第1 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 請願陳情に対する委員長報告
・文教厚生常任委員会
請願第 4号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願
- 追加日程第2 発議第 5号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げを行わないよう求める意見書の提出について
- 日程第13 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第17 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第18 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第19 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船 貞君	税 務 課 課 長 補 佐 (賦課・固定 資産担当)	仁平隆太君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、ここで諸般の報告を申し上げます。

12番後藤功君より、本日は遅れて出席する旨の報告がありました。

また、地方自治法第121条の規定による説明員についてであります。本日、伊藤税務課長が所用につき欠席となりました。したがって、代理者として仁平隆太税務課賦課・固定資産担当課長補佐が出席いたしております。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで議案の追加提案について申し上げます。

ただいま諮問1件が追加提案されました。

おはかりします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、議案書を配付しますので、暫時休憩します。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、追加提案されました諮問1件につきましては、日程第11の次に追加日程第1、諮問第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎追加議案の上程（諮問第2号）

○議長（白岩征治君） 追加日程第1、諮問第2号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（議会事務局長、議案書により朗読）

○議長（白岩征治君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日、追加提案いたしますのは、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の1件でございますので、ご説明申し上げます。

現在、本村において6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち内山重美氏が平成31年3月31日をもって任期満了となりますので、再度候補者として推薦したいため、議会の意見を求めるものであります。

内山重美氏は、平成28年4月から人権擁護委員を務められております。氏は、長年福島県社会福祉事業団に勤務されました。その後、西郷村社会福祉協議会評議員を歴任され、現在も西郷村社会福祉協議会第三者委員、民生委員・児童委員としてご活躍されております。このように、福祉業務に携わった豊富な経験により、人権擁護委員として適任であり、今後さらに活躍が期待されることから、再度候補者として推薦するものでありますので、ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第69号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第69号に対する質疑を許します。

10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番。議案第69号について質疑いたします。

西郷村課設置条例の一部を改正する条例について質疑します。

今回の改正については、企画財政課を企画政策課、また財政課に分けるとということ、放射能対策課を環境保全課、農政課、また商工観光課を1つに、産業振興課にするということですので、この4つの課が名称が変わるわけですが、なぜ今なのか、お伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

なぜ今なのかというご質疑でございますが、これまで行政改革ということできまざま組織の再編ということは検討されてきました。そうした中で、具体的に申し上げますと、庁舎等のいわゆる事務スペースの問題とか、そういったことがあって、なかなか進まないという状況でございましたが、やはり日々増え続けます住民ニーズというのが、最近さらに多種多様な状況になってきているということで、窓口が各課に分かれていたりするということで、住民の皆さんにご迷惑をかけているケースも多々あるということになっております。極力そうしたものを早急に対応できる、今可能な範囲で対応できる部分も随時やっていきたいということで、今回改編のほうを進めるといったことになった次第でございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 10番。今、課長の説明の中で、果たして住民ニーズに対応しているのかというのが私としては疑問を持ち、今現在、本庁舎を含め4か所に分散し

ているわけですね。その中で、新しく庁舎も建てかえる時期になっておりますので、その時期に合わせてするのであれば、私も疑問は持たないんですけども、確かに今現在、ニーズと課長が言いましたけれども、分散している中で、ましてや農政課と商工観光課が1つになると、産業振興課ということで。今現在、商工観光課の課長、福田課長、何名いますか、職員。7名、8名。5名ですか。あと臨時等含めて。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

商工観光課の現在の職員数なんですが、私、課長を含めまして職員は5名となっております。あと、商工観光課内に西郷村観光協会がございます。その職員が1名、合計合わせて今6名で業務に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 今6名ということで、農政課は、課長、何名いますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 農政課のほうは、職員8名、あと臨時職員1名の9名で対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 今、商工観光課が6名、また農政課が9名ということで、担当課の職員のお話を聞くと、早く庁舎を建てかえてほしいという、手狭で業務にも支障を来すということで、その中で、今回商工観光課が農政課と一緒になるということで、場所はどこに、この4つの課が変わることで、どこにどういう考えというのはあるんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

商工観光課につきましては、現在の農政課の事務室内に移動していただくということに考えております。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 今、産業振興課ということで名称が変わるわけですね、来年の4月1日から。その中で、商工観光課が向こうに行くということは、今の商工観光の課長が福田課長、農政課の課長が田部井課長ということで、1つになれば課長が1人ということで、今大変な、やはり今いろんなもろもろのありますね、商工関係で、キョロロン、ちゃぼランドの問題。農政課もいろいろ業務が多忙ということで、果たしてこの課が1つになって、業務、また村民のサービスに影響はないのか。そこら辺、疑問に持ちますんですよ。どうですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

矢吹議員ご指摘のことなんですが、今の農政課と商工観光課をそのまま統合すると

ということになりますと、議員ご指摘のとおり、大変事務量が大きなものになるということでございます。そこで、今回、商工観光課と農政課を統合するに当たりまして、現在商工観光課内にあります西郷村観光協会を独立させたいというふうに考えております。この観光協会につきましては、監査委員のご指摘にもございますように、補助する側と補助を受ける側が同一であるということは、会計管理上も適切でないといったご指摘もございますので、そういったことを解消したいということもあわせて行いたいというふうに思います。

また、商工観光課で行っています業務のうち、今は観光協会と一緒にやっていますが、その業務を見直しまして、行政として行うべき業務と観光協会に民間として行っていただく業務というものをすみ分けしまして、観光協会のほうにアウトソーシングするという形で観光協会の独立を図りたいというふうに考えております。

こうした事務の軽減化を前提としまして、その上で商工観光課の業務を身軽にした段階で農政課との統合を図り、事務の調整を図りたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 10番矢吹利夫君。

○10番（矢吹利夫君） 今、課長の説明でちょっと引っかかるところもあるんですけども、いろいろと村行政サイドの考えで、1つ言えば、監査委員の指摘とか、今までそういう改革の中で支障はない、各課で一生懸命やっていたと思いますけれども、監査委員のいろんな指摘のもとでなんて、今説明の中で聞いたんですけども、ちょっと私としては納得しがたいという形ではあるんですけども、私は村の方針でありますからとやかく言いたくはないですけども、最後に、村民がいろいろと手続上戸惑わないように、いろいろと親切にアドバイスしてやってもらいたい。場所が変わって本庁から商工観光課は向こうに行くということで、別棟になるわけですから、そういうことも踏まえて、今後やっていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はございませんか。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久。議案第69号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

今、総務課長の答弁を聞いていまして、いみじくも、いみじくという言葉を使っているのか何かわかりませんが、行政改革という言葉が出ました。私も、課の統廃合、新設に当たって、そのような認識でございました。行政を、組織制度を改革というか統廃合するということは、行政改革だなと思っておりました。

それで、その行政改革、西郷村の行政改革について質疑いたします。

まず、その前に、村長が今12月議会にこの行政改革案を出してきたというのは、評価する部分ではありますけれども、私個人からしますと6月議会、9月議会、もうちょっと早くこれを行革案というのが出てきてくればよかったのかなと思いましたが、一応3月を待たなくて12月にこの行革案を出してきたということは、非常

に評価するところでございます。

まず、その行政改革の目的でございます。この目的は何かということを質疑いたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ちょっと執行部側がもめているので、もっと簡単に言いますと、この組織改編を出してきた目的は何でしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今回の行政組織の見直しについての目的といいますか、方針ということでございますが、今回、子ども・子育て施策を一元化し、包括的な業務実施体制の確立をしたいということ、もう一つが将来のまちづくりの推進に向けた組織・機能の強化を図りたいということ、そして3つ目がより効率的な、効果的な組織体制の整備を図りたいという、この3つの点で進めたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私の認識とちょっと違うところがあるんですけども、組織改編というのは基本的に、一般論です、これは、効率化と経費削減を目的にしているところが多い。そういうところで行きますと、基本的に一般村民が求めること、組織改革で求めることは、これは村民の声です、効率化や財政面で住民サービスを削減することは地域の衰退につながる、この場合留意してください、その部分をですね。要は、住民サービスをおろそかにするような削減は、そこの辺を留意してくださいということです。また、この改革に当たって、まちづくりの方向性もきちんと示していただきたい。あと、各事業だけでなく、政策全体の検証をする必要があるのではないかと。事業検証する場合、行革の視点だけではなく、住民サービスの向上も必要であると。住民サービスに支障があるか再検討をするということと、運営主体や行政の意図を明確にすること。このことが望まれておるということですが、それについて答弁できるところがありましたら、お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

効率的な財政、先ほど言われましたけれども、住民サービス、これはもちろん一番大切なことでありますので、改編してもそのことはもう十分職員にはきちんとやってもらおうつもりでおりますので、どうかその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 続きまして、次は、今村長におっしゃっていただいたところは、まず職員の資質の向上、また意識改革が必要と思うんですけども、その辺についてはどのようなお考えか伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

資質の向上は本当に大切なこと、日々、西郷村は人口が増えていますので、流入人

口がたくさんおります。そういう中で、常に日々研さんして資質の向上はやっていかなければならないと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 一般企業の例を申します。雇用において、今現在、村で行っている雇用制度は旧態依然、新卒一括採用ということで、入社をして、研修をして、管理職になって、定年するという従来ですけれども、企業はもうそういう部分で今、年1度の新人採用をなさっていない企業が多く出ていますね。育成にかかる時間がない、余裕がないということでございます。そのぐらい今世の中は進んでおりまして、やり方としては、皆様プロ野球を見ていただくとわかるとは思いますけれども、通年で新人採用もします。でも、FAとか何かで新しい戦力になる人間も連れてきて、それに外人を助っ人として雇ったり、また、一度球団に入っても、アメリカに行っても戻ってきて、その戦力に使うとか、それは野球の例でありますけれども、今、行政職というか公務員であろうとも、そういう新人から教育をさせて一人前にする、10年、15年かけてやるという方法と、もう一つは、だから言いたいのは、今、住民はどういう先、もう出ましたけれども、ニーズを持っているか。どういことを先行してやっていかなければならないか。そこにはどういう専門的な知識が必要か。今、研修をして、一人前になるまで3年、5年、10年かかるわけですね。今すぐそのシステム、例えば今回の行財政改革まで行った場合、その専門的な知識を持った人間を入れて、そのシステムを構築するような、そういう方法も今後とられていったらいいんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君に申し上げます。

今、西郷村課設置条例の一部を改正する条例でありますので、これらについての質疑でありますので、その辺を明確にさせていただきたいと思っております。

答弁は。

それでは、再度、4番鈴木勝久君に質疑を明確に求めます。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ、ちょっと変えます。

この西郷村行政改革プラン、私の認識は先ほど申しましたように、組織の改編は行政改革という認識を私は持っております。ただ、顔を変えるだけじゃなくて、統廃合して新設もしているわけですから、私としては、認識としては行政改革だなど。そして、矢吹議員の答弁に総務課長も行政改革という言葉を出しております。行政改革であるならば、どういう行政改革なんだという内容に入っても私は異存はないんじゃないかなと思って今進めているわけでございますけれども、100歩譲って、じゃこの西郷村行政改革プラン、今後これをお使いになって進めていくんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君に申し上げます。

この西郷村課設置条例、これをどのように改正をするのか、その辺についてのご質疑を明確にさせていただきたいと思っております。（不規則発言あり）

それについて答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

西郷村行政改革プラン、これに基づいているのかということかと思いますが、行政改革、もちろんやる意義というのは行政の効率向上、それから強いて言えば住民サービスの向上ということが最大の目的でございますが、今回の組織改編といいますのは、その取り組みの一つということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 取り組みの一つじゃなくて、私が思うには方向性をきちんと明確にしておいての組織改革だと思うんですよ。ただ効率、それは行政側、執行部側の効率だけを考えてやっている。住民サービスの充実とは言いつつ、何らその内容が変わっていなかったら、編成しているだけで、統廃合しているだけで、何らサービスは変わらないんじゃないかなと、そういう危惧があって、今の質疑であります。

ですから、顔を変えたからいいという問題じゃないと思うんですね。それと同時に、意識改革からそういう内容の住民サービス、もう一回ニーズを把握して新たにやっていかなければならないというのが、私、基本だと思うんですよ。

それで、じゃこれについて質疑しようと思ったんですけども、やめておきます、とりあえずは。

じゃ、次出しますけれども、総務省、第29号平成27年8月28日、総務省から地方行政サービス改革の推進に関する留意事項ということで、自治法の252条17の5に基づく助言を総務省からしておりますけれども、この資料はご存じでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

ちょっと承知しておりません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） だから名前だけ行政改革と担当課長から出てきましたけれども、この提言はすばらしいことが書いてあるんですよ。これを行政改革というか、こういう編成するのに当たって読んでおかないというのはどういうことなんだと私は思いますよ、実際問題として。地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というのは、もう平成17年3月29日、事務次官通知で出ているんですよ。私がこの平成30年3月行政改革プランを見ましたら、全然これの提言入っていないんですよ。もう10年20年、だから平成17年3月以前の改革案に等しいです、今出てきているやつが。

要は、こんなていたらくにしていたら、住民ニーズを把握して行政執行ができますかということなんですよ。もうちょっと真剣に考えていただきたい。

この中の内容を説明で聞こうと思ったんですけども、皆様もうちょっと勉強していただいて、せめてこの総務省の通達、通知事項、助言事項、これをもっと読んでいただいて、熟知していただいて、新たにこの行政改革プランをつくっていただきたい。こんなもので行政運営していったら、村民がかわいそうですよ。もっと真剣に、改革

をするんだったら取り組んでいただきたいと思います。質疑じゃなくなりましたけれども。新たに、だからこれは前村長ですよ、やったの。全然話にならないのは、前村長の仕事です。ですから、高橋村長には、今言ったのを踏まえて、真剣にこの行政改革プランをつくっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第69号について質疑をしたいと思います。

私からも、まず1点目として、現行の中でどこにどのような改善を図る必要があって、今回この課の設置条例を提案してきたのか、まずその理由について、もうちょっと具体的にお示してください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

どういう改善を図るのかということですが、まず今回企画財政課を企画政策課及び財政課というふうに分割するということですが、この理由なんですが、役場の各課で行っている業務というのは大変多種多様な業務がございまして、通常業務と言われる部分ですが、日々こうした通常業務に追われている現状というものがございまして。そうした中で、村の将来を見越して特に重点的に進めるべき施策も当然ございまして、なかなかこの通常業務と一緒にということになると実施できないといった状況がこれまでございました。

そこで、できるだけ通常業務に縛られず自由に政策を推進していける、政策推進に特化した課をつくりたいということで、企画政策課を創設するというものでございます。村にとりましての重要施策であります今後予定しております大型事業等の担当部署にしたいというふうに考えております。

また、財政課でございまして、今回の機構改革、組織改編の中で、より効率的、効果的な組織体制を整備するというので、財政課内に管財・契約に係る部署を増設したいというふうに考えております。これまで各事業課で行ってきまして工事等の発注業務から契約までを一元的に担当すると、こうした共通類似の業務を集約することで、各課に余力をつくり、新たな行政需要に対応できるような、そんな組織にしたいというふうな考え方で行っているところでございます。

それから、住民生活課、福祉課の組織でございまして、福祉課内に子育て世代包括支援センターというものを設置いたします。妊娠から出産、さらに就学前までの子育てにおいて切れ目のない支援の体制を確立したいということでございます。同センターには保健師などの専門職を配置しまして、子育てに従事する方々の相談業務の充実を図ってまいりたいというふうに考えます。また、就学前の子育て施策の一元化ということも目指したいというふうに考えているところでございます。

これに伴いまして、これまで福祉課内にございました国保及び後期高齢者の業務については、住民生活課のほうに移管をするということでございます。住民異動などの

手続に来たときに同時に手続がとれるような体制を構築しまして、行政のワンストップ化を目指したいというふうに考えているところでございます。

また、将来的な対応として、総合窓口等の機能についても新たに検証を始めたいと、そういうようなことで考えているところでございます。

それから、農政課、商工観光課を統合しまして産業振興課をつくりませんが、これまでそれぞれの担当課で行ってきたものを、農業、商工業、観光を一元的に担当する課を創設することで、各産業の連携、共同の取り組みといったものを戦略的に展開し、地域活性化の核としたいというふうに考えています。特に、農業を観光と結合させることで、農業のブランド化などの新たな付加価値を生み、最終的には農業の6次産業化が目指せるような取り組みを行っていったらなというふうに考えています。

以上が、今回の組織改編の中で進めたいと考えている主な内容となっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今回、この課設置条例を改正するに当たって、どこを見て、この課の設置条例を改正しようと思ったのかというのは見えてこない。今までいろんな問題出てきていますよね、この庁舎に関しては。さきに10番議員からも話ありましたよね、現在窓口が4か所ぐらいになっていると。そのたびに窓口を、村民の方、移転してきた方とか、窓口をあちこち歩かなければならない。そういった問題はずっと指摘されてきていますよね。それに関して今回何も触れていないんじゃないですか、これ。違いますか。今4番議員が言われたように、行政改革に伴う課の設置条例に伴っていないんじゃないかと私も今聞いていて思いました。

例えば、今お話があったけれども、子ども・子育て支援、これに関して村は力を入れるということは評価しますよ。しかしながら、じゃ育児相談はどこでやるんですか。現在やっている例えば3歳児とか6か月児とか、いろんな健診やりますよね、子どもの健診。それは、じゃどこでやるんですか。結局あの福祉センターになるんじゃないですか。また結局あっち行き、こっち行きの、そういう改革になってきてしまうんじゃないですか。そういった意味で、抜本的にやっぱり4番議員が言われるように見直しする必要があるんじゃないかというふうに思いますよ。そのことは見落としているんじゃないかと思います。

それと、今回の今の課長の答弁を聞いていると、内側を見た改革でしかないと思う。内側というのは、いわゆる職員側ね。職員の仕事が大変だから、そのための課の設置条例の改正ですよとしかとれない。村民を見ていないんじゃないですか。その辺に関して何か答弁ありますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

先ほどのさまざまな業務、またあっちに行き、こっちに行きといった状態が起こるのではないかとということでございます。基本的に物理的な問題、スペースの問題等がございますので、この改編後にもそういった状況は起こってしまう可能性はございます。ただ、我々としましては、さまざまな住民のニーズに少しでも応えようというこ

とで、できるものからやっていきたいというような考え方で今回対応しております。

組織の改編というものは、1回限りで終わるということではなく、さまざま今後もニーズ等が変わるたびに行っていかなければならないというような内容でございますので、議員ご指摘の部分を、当然その根本的な問題を解決しないと実現できないようなものでございますから、その根本的な原因も解決を図りながら、今できるものから順次対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今いろんな答弁いただいたんですけども、そのほかにいろいろ聞きたいことはさきの議員が聞いてくれていたので、私のは省略をして、例えば産業振興課という話が出ました。商工観光課と農政課を一緒にしていくということで、考え的には何となく理解できるんですけども、昔こういった課がありましたよね。私が議員になる前、もう20、30年近く前になるのかな、それが2つに分かれていった。そういった経緯があって、また1つになっていく。そこに私は大きな疑問を感じる場所があるんです。というのは、商工観光課を持ち上げるわけじゃないですけども、いわゆる外部のお金を入れられるのは、今、商工観光が一番強いのかなと思うんですよ。いわゆるインバウンドとかといって、外国の人が今日本に観光に来ているとか、あとは国内の人が西郷に来てもらうための観光行政、あとはいわゆる企業誘致に関して、あとは地元の業者、企業の方ですよ、地元、昔からいる業者の支援策、こういったものにはどんどん力を入れなければいけないんじゃないですか。そこを強くして、外部から村の中にお金を入れて、そのお金を内部で動かすようにすべきではないかということを書いてきた。

そういった中で、産業振興課ということで農政課と商工観光課を一体化することによって、それが具体的にどういうふうに進められるのか。それをちょっと説明していただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員のただいまおっしゃいましたことなんですが、過去に産業振興課が商工観光課に分かれた経緯があったということ、またそれが今度もとに戻るということでございますけれども、これまで商工観光課がいわゆる商工観光業に特化した形で存在したことで、村にさまざまな貢献をしてきたというふうに私も思います。ただ、時代の変遷とともにさまざま変わる部分と、行政ニーズと先ほど申し上げましたが、変わる部分もございまして、これまで先ほど申し上げた6次化とか、そういった部分がなかなか進まないというような状況もございました。

そこで、今回組織を統合することで、同じ課の中で今おっしゃられたようなさまざまな問題を対応するところにおいて、同じ課の中でございますから、連携ができるのではないとか、そういった新たな効用も生まれるというふうに考えております。そうした新たな視点で組織をつくり、その方向性を定めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。私、以前からちょっと頭の中でちらちらよぎっていたのが、農政課と建設課の関係なんです。これは、今結構見ていると、外部委託というのは結構増えていますよね。農政課と建設課ってもう村には要らないんじゃないかと思うようなときもあったんです。今もそういうふうに思うときあります。

その流れでいくと、例えば今、西郷村の行政組織規則ってありますよね。この条例の次に出てくる規則ですけれども、これなんかを見ていると、例えば農政課に関して、農政課に別にうらみがあるわけじゃないですよ、農政課が一生懸命頑張っているというのは理解しています。その上で言いますけれども、農政課に置いてある農政振興係、あとは農地林務の中にある鳥獣保護及び管理及び狩猟に関すること、この部分に関しては、一般財団法人の西郷村農業公社に委託したらいいんじゃないですか。残った農地林務部の残った部分に関しては、これは建設課と一緒にしてしまったらいいんじゃないですか。そうしたら、村道と農道と、いわゆる赤道、青道、そういった道の管理が一元化できますよね。そうすると、余計効率よくなるんじゃないですか。

あとは、排水路の問題。今建設課でやっている側溝の管理ありますよね。それと農業用の排水路とか、そういうのが建設課と一緒にできれば、より具体的に管理しやすくなるんじゃないですか。そうすれば余計効率化を図れるんじゃないですか。

そうしたら、各行政区さんから上がってくる要望に関しても、1か所の窓口で対応できるんじゃないかと、それがいわゆる行政サービスにつながるんじゃないかという考えですけれども、そういうお考えというのは持たれませんか、伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご指摘の部分も十分効果のあることだなというふうなことは、私も個人的には思っております。先ほども申し上げましたとおり、さまざまな事務スペースの問題やら何やら等々、一概に進めようといってもなかなか進まない部分もございますので、将来的に障害となる問題が解決が図られれば、今議員のご指摘いただいたような内容の改革も当然あり得るというふうに考えております。

今後、先ほども申し上げましたが、この1回限りでこのものが終わるわけじゃなく、業務の見直しというのは絶えず行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。別に課長にうらみがあるわけじゃないですからね。

私は、過渡期にあるというのは理解できない。内部の中できちんともむだけもんで、あらゆることを想定をして、きちんとしたものを実行したほうが、村民には戸惑いがないというふうに理解している。いわゆる国保の問題に話をすれば、国民健康保険の係が昔はこの庁舎にあった。その後、福祉センターのほうに行った。そしてまたこちらに戻ってきた。そのたびに窓口に来た人はあっちだこっちだといろいろ苦労しまし

たよね。それで、我々議会議員も何やっているんだとさんざん怒られましたよ。ですから、今申し上げている。私ら怒られるのはかまいません。そうやって窓口をあっち行きこっち行きさせられる村民のことをきちんと考えて対応すべきじゃないかと思えます。

そういった中で、今回読み進めていくと、住民生活課のほうに国民健康保険事業の資格管理及び給付に関する事、あとは後期高齢者医療制度の管理及び給付に関する事ということ、移行させるような内容ですけれども、いわゆる資格管理というのはどういうことなのか、まずお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの資格管理ということについてご説明いたします。

国民健康保険と後期高齢者医療制度につきましては、保険制度になっておりますので、加入手続ですとか脱退手続など、資格に関するものを管理する形となっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。資格管理について今説明いただいたんですけれども、今、担当課長、保険税と言いましたけれども、村福祉課では料って使っていませんか、保険料と。使っていない、税でいまやっているのか。じゃいいです。じゃ西郷村も保険税となったということで理解をしておきたいと思えますけれども、では、この税に関してどこで算定するのか。福祉課でやるのか、住民生活課でやるのか、どちらでやるんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの国保税につきましてのご質問にお答えをいたします。

税につきましては、今までは福祉課で行っていたんですが、今後、住民生活課に国保のほうで所管がえになることに伴いまして、算定につきましては住民生活課で行う形となります。先ほどちょっと後期高齢者の件もお話に出たんですが、後期高齢者につきましては保険料でやっておりまして、そちら後期高齢者医療のほうの広域連合のほうで算定といいますか、決定する形となっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、保険税ということで確認をしたんですけれども、その昔は西郷村でも国民健康保険料と税を両方使い分けした時代があったのね。これは滞納の関係で税と料をうまく使い分けしていろいろやってきたと思うんですけれども、それは税で今統一するということで、今答弁いただいたように、住民生活課のほうで今度保険料の算定を行うと。資格に関する事なので、多分そうなんだろうね。では、今度は算定されたものを賦課徴収はどこで担当する。これも住民生活課でやるのか、それとも税務課でやるのか、伺います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） 賦課徴収につきましては、今までどおり税務課で行う形とな

ります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。じゃ、賦課徴収に関しては、これまでどおり税務課でやると。ここで私が心配するのは、いわゆる保険税を納められないという方が出ますよね。こういった方は今までいろんな相談を受けていらっしやると思います。そういった方というのは、やはり生活全般に関していわゆる相談業務というのが絡んでくるのかなと思うんです。いわゆる国民健康保険税だけの話ではなくて、生活全般的な話が出てくる。そういった場合に、じゃそれはどこで相談対応されるのか。住民生活課で対応されるのか。先ほど言った規則なんかを見ていると、福祉課のほうに相談業務のことは項目打たれていますよね。その部分も含めて今回改正をされて、そういった相談も住民生活課のほうで専門的に行うのかどうなのか確認したいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの質疑にお答えいたします。

税の滞納関係につきましては、今まで資格証ですとか短期証なんかの交付の相談業務、福祉課と税務課合同で行っていたところがございます。今後、事務の所管がえに伴いまして、住民生活課と税務課合同で相談業務に当たっていくような形になるかと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。税に関しては、住民生活課と税務課でいいと思うんです。それに伴っていろんな相談業務が絡んでくると私は指摘をしているんです。いわゆる国保税が納められないだけじゃない。その方が生活が大変厳しいとか、生活保護の関係とか、そういう話がいろいろ出てくると思う。そういったときに、じゃ国保の話は住民生活課と税務課で話しましょう。はい、じゃその話終わったので今度は福祉課へ行ってください。そういうふうになってしまうんじゃないですかと心配をしているんです。

今回、これ以上やっていると逸脱しているとまた私も怒られてしまうので、ここで話を止めますけれども、いわゆる今回村がやろうとしているのは、11日の日、私一般質問を行いましたよね、いわゆる国の方針で住民の情報の管理を一元化したいという話。それに沿った考えなのかなと思うんです。それと、放射能対策課を今度環境保全課に直す。ということは、やはり国もこの放射能の問題に関しては今幕引きをしようとしてきている。しかしながら、今西郷の村内、現状を見てみると、放射性物質の除染の管理はまだまだ続きますよね。今、大熊に一生懸命運んでいますけれども、まだ何年もかかってしまう。そして、山のものとか、まだまだ十分に危険が伴うものが今ある可能性があるということでやっていますよね。そういった中で、こういう課を設置を変えていくということは、いわゆる国の方針に沿った考えではないかなというふうに思うんです。

ですから、先ほど申し上げたように、いわゆる内部だけを見た、村民を見ていない

改正ではないかということ指摘をして、私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「議長、賛成討論」という声あり）

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

失礼しました、反対討論をしてから賛成討論ということになりますので、反対討論は。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） 1番松田隆志でございます。

今回の議案第69号によるこれらの組織改革は、行政効果を十分期待できると私は確信するものであります。行政は生き物であり、10年前の役所と現在の役所が当然違わなければなりません。先ほど10番議員はじめいろんな意見が出ました。しかし、放射能対策課がこの7年間その使命を果たしてきたように、国の施策、県の施策による仕事の量によって組織の変更は当然であり、また村長の公約を実現するために、組織を見直すのは当然であります。今回の議案は職員の能力を最大限に生かし、地方自治法第2条でいうところの地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げるにつながるものであり、これが結果的に村民の最大幸福をもたらすものであると思うのであります。

よって、私はここで議案第69号に賛成の意を表明し、賛成討論といたします。

○議長（白岩征治君） ほかに討論ないですか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。反対討論するつもりはございませんでしたけれども、賛成討論があったということで、反対をしたいと思います。

抜本的な改革に関して、私はやはり改革を進めるべきだというふうには考えは一緒です。しかしながら、今回のこの設置条例に関しては、十分に村民を見た改革・改正にはなっていないということを申し上げたいと思います。行政効果を十分に発揮することでもやはり認める部分ではございますけれども、いわゆる効率化を優先してしまつて住民サービスの部分がないがしろになってしまう、そのおそれがあるということで、私はこの議案に関して反対をいたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに。

4番鈴木勝久君の反対討論を許します。

○4番（鈴木勝久君） 賛成がないので反対討論をさせていただきます。（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） ないですか。（不規則発言あり）それでは、討論なしと認めます。
（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 先ほど4番鈴木勝久君より反対討論がありましたので、再度討論を許します。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。反対討論を行います。

今、私が質疑した中で、執行部側が課を変えるだけという、何か私今聞いていたら、上辺だけだったんじゃないかな、もうちょっと内容を吟味し、職員の意識も改革し、住民サービスをよりよい方向で執行していけるような改革になっていただきたいなと思ひまして、もうちょっと熟慮が足りないんじゃないかなと思ひまして、反対討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかにないですか。
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） なければ、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中でありますが、ここで午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◎議案第70号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、日程第2、議案第70号に対する質疑を続行いたします。

質疑を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。

議案第70号「議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、去年、私、この件についても質疑しました。そのとき違和感があったのは、一般職に準じて議会議員の報酬を上げるという部分だったんですけれども、その後ちょっと先輩議員に聞きましたら、議会議員の場合の報酬は、審議会を立ち上げてそこで決定して条例化するというのを聞いたんですけれども、また、去年と同じような一般職に準じてという方向で議員の報酬または費用弁償に関する条例を提出され

てきたのはどういう意味があるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

審議会というものがあれば、そちらで審議してということなんですが、郡内では今その審議会というのがないということで、人事委員会からの勧告に準じてという形をとらせていただいているところではございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そうすると、近隣の市町村はそのような形で議員報酬並びに期末手当及び費用弁償を決めていると、そういうことでよろしいですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 確認をしているわけではございませんけれども、公務員の給与等についてはそういった勧告に準じて行うということでもありますので、恐らくそのような対応をしていらっしゃると思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 公務員と言いましたけれども、特別職の私たちもそういう形だということですか。認識でよろしいんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

人事院勧告ということで、国の特別職につきましても一般職に準じてという形になりますので、そちらは同じだと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これも先輩にお聞きしたんですけれども、これをやって4回目ですけれども、最初のころは議員報酬は二十何年間上がっていないんだという話を聞きましたけれども、これは事実なのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

上がっていないといいますのは、そのベースになる部分ということなんでしょうか。私のちょっと知っている範囲では、過去にこういったことで議員の報酬を上げなかったときもあったということは聞いておりますけれども、ここ数年は多分職員に準じて上げているという状態になっていると思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは私の記憶なんですけれども、以前はここ5年間、平成23年だけは職員給与が上がっていませんでした。期末手当が若干上がっていたのかな、4年間、5年間、期末手当。これは議員も上がっておりました。ただ、そのとき報酬に関しては、今まで触れていなかったと思うんですけれども、私の記憶違いでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

すみません、私、その辺のことを詳細に知っているわけではありませんので、なかなかコメントしづらいんですけども、ベースがあって、それでその後民間等の給与との差があった場合に、そのベースから何%上げるとか、そういった形になりますから、大もとが変わっていないにしても、その後上乘せされる、引き上げ、引き下げ、さまざまございますけれども、そちらの金額は報酬の中に反映されているというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今の説明だと何かすっきりしない部分があります。この報酬の改正、それもアップの部分について、一般職に準じてということでございますので、一般職というか、これから職員の給料の引き上げの問題も出てきますので、それを今と絡めてそこでまた質疑したいと思います。

質疑は以上で終わります。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第70号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第71号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第71号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第4、議案第72号に対する質疑を許します。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 議案第72号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

先ほどの続きとなりますけれども、まず、今この福島県内、実質賃金は依然として小康状態というか、下がり続けております。そんな中で、昨日おととい、テレビ等では景気はよくなっているという試算が出ているそうです。それに準じてなんでしようけれども、もともと皆様のお給料は村民、地域の法人、そういうところからのお金だと思っております。その税金の質というのは、これは強制的に取られるものなんです。一般の流通しているお金は、主体になる払う側が選択して自分の要求というか需要に合ったものを選択しながらお金を出している。だから、こっちに出す出さないは権限あるんですけれども、税金は強制的に取られる。そういう貴重なお金であります。だから、一般のところには流れているお金と、ここで運営されている一般会計に入ってくるお金は質的に違う部分があるんですよ。

ですから、そういうところも踏まえれば、地域の、福島県の西郷村の、この一般実質賃金がそれほど上がっていない。私から言わせれば、実際に今減っている状態、もっと言えば預貯金を崩して生活に充てている、そういう状況であります。それで、公務員だけは全国の中央の基準に合わせてここ五、六年ですか、24年から上がっていますから、0.025とか0.15とか、そういう微々たるものでございますけれども、そういうことを鑑みますと、ここで私たち、また職員の方々が中央の経済が活性化している、経済が上向いていると、そこに焦点を当ててお金を上げていくのはどうかなと思うんですけれども、その辺どのようなお考えでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご指摘の中央等に合わせて上げるのはどうかということなんでございますけれども、実は人事院勧告という国の制度がございまして、それとは別に福島県人事委員会というのがございまして、私どもが準じてと言っていますのは、この福島県人事委員会の勧告ということでございます。

議員ご指摘のとおり、中央の景気がよくなって、まだその効果が地方に及んでいないといった状況等がありますから、それをもう少し福島県という単位の中で調査をして、その給与格差を今回の勧告で是正するというような内容でございまして、比較している範囲というのは福島県内の事情ということになります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今の答弁に主体性がないですよ。そこに合わせているという、村民に対する説得力が薄いと思うんです。その答弁しかなかったら、悲しいことですが。

また、前回、佐藤村長時代に手当についてお話ししました。これは寒冷地手当の問題でございますけれども、これ、前回も言いましたけれども、全てインターネットで公表されていますね、どこの自治体も。前回ちょっと押しが弱かったので、周りを調べてみましたら、寒冷地手当、白河、矢吹町、泉崎、鏡石町、郡山、福島市、調べてみました。我が西郷村は、寒冷地手当6万3,690円、1人当たり年間。白河はいただいているというか、寒冷地手当はありません。次に、矢吹町は2万6,455円、泉崎村3万7,405円、天栄がありました。天栄も私たちより寒いところにいますけれども、ここもいただいでいません。鏡石が3万6,230円、郡山市941円、福島市442円でございます。

意外とほかのことについては近隣を見ながらこういう手当なんかも決めていくのかなと思ったら、そうでもないみたいだったので、西郷村は、この6万3,690円いただいているわけですけども、この経緯はどうしてこの6万3,690円になったのか、教えていただけますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

大変申しわけありません。ちょっとその経緯については存じ上げておりません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 前回も言ったんですけども、非常にご高齢者、2015年国勢調査の結果ですけども、西郷にひとり暮らし603人、老老夫婦630軒ありますよね。それと、村長選で7,000軒近く家庭を訪れたと聞いていました。そんな中で、そういうひとり暮らし、老老夫婦、見て歩いたと思うんです、実際。そこで、そういう個人の方々が4時半、5時ぐらい、日が暮れたとき、住宅を訪問したときどんな感じだったかご記憶ございますか。ちょっとお伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに今年の2月、7,000軒ほど歩かせていただきました。家庭はそれぞれですよ。全てが一概に様ではないことを認識しております。ひとり暮らしもおりましたし、寒いところにいるお年寄りもおりました。それは実感として感じております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私も3回選挙して、そういう家庭を見てまいりました。夕方暗くなると、来客がいなかったせいか、5時ぐらいになって訪れてみますと、テレビだけは使っているんですよ。電気を蛍光灯1本にして、布団の中に寝ていたんです。風邪でもお召しですかと聞いたんですが、具合が悪いんですかと聞いたら、いやという話だったわけです。そのときは、暖房器具、こたつ、ストーブを消して布団の中でテレビを見ていました。

そういう事例を何回も見ていました。前回7番議員、灯油代というか暖房代、言いましたよね。村長と総務課長、誰が答弁したかわかりませんでしたけれども、2人とも完璧に否定ですよ。この6万円を、150人で掛け算しますと900万円ですよ。

ひとり暮らしの家庭、それで割り算すると1家庭1万5,000円。1万5,000円
というと、150リッター買えるんですよ。国民年金で生活していると、せいぜい自
由に使える金は2万円ぐらいなんです。その1万5,000円、それは月ですけど
も、そのあれで灯油を我慢する、そういうところを抑える、そういう家庭がいっぱい
あるんです、実際。

私の羽太の下羽太団地に住んでいる方も、非常に苦しい生活をしています。です
から、前回佐藤村長に申し上げたときは、それは違うからという話だったんです。だ
から、全部の自治体でちゃんとそういうふうには6万何千円をもらっていると思っ
ていたんですよ、この地域は。ただ、今申し上げましたように、寒冷地手当に
関してはその自治体で曖昧なんです。曖昧というか、別々なんです。向こうで、
だから一方で高齢者の方にそういう支援をしているんだしたら文句を言いま
せんけれども、職員は平均で585万円ぐらいですか、41歳で。ですから、
それでも子育てすればとか何かすれば本当は大変でしょうけれども、それ
だけでやって、いっぱいいっばいでしょうけれども、ひとり暮らしの親
というか、世帯者を考えれば、6万円のうちせめて半分ぐらいできない
のか。そうすると75リッター分。それを払うことができるんですよ。
支援することができるんですよ。村長、この進言についてどう思われますか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） まず、7番議員から言われた件、先ほど絶対という話
でしたけれども、私答弁したのは、大寒波とか異常気象とか、あるいは灯油
が値上がりした場合においては検討するというお答えをしたかと思うん
ですけれども。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 議長、4番。やじがうるさくてしょうがない
ですよ、さっきから。止めてください、まず。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、暫時休憩いたします。

（午前11時48分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時50分）

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 議案72号に対しての質疑だったんですけれども、
内容がちょっと逸脱して手当てまで行ってしまいましたので、最後に1つ
だけ、今言ったのは、命にかかわる、村民が命にかかわる部分
ですので、ぜひとも十分な審議を村長にさせていただきたいな
ということだったのでございますけれども、ちょっと外れたもの
ですから、ここで審議は打ち切りたいと思いますけれども、以上
でございます。

○議長（白岩征治君） 質疑。

○4番（鈴木勝久君） 失礼いたしました。質疑を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 51 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前 11 時 52 分）

○議長（白岩征治君） 質疑を続行いたします。（不規則発言あり）

質疑と質問は違いますので。（不規則発言あり）

4 番鈴木勝久君の質疑は終わります。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 72 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中でありますが、ここで午後 1 時まで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 53 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

12 番後藤功君が着席いたしました。

（午後 1 時 00 分）

◎議案第 73 号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

日程第 5、議案第 73 号に対する質疑を許します。

7 番藤田節夫君。

○7 番（藤田節夫君） 7 番。議案第 73 号に対して質疑を行いたいと思います。

まず 1 点目は、ページ、13 ページですね、補正予算の関係ですけれども。

12 月補正歳出予算の主な内容というところの 1、2、3 ページですかね、ほかにも予算のほうで出ておりますけれども、下水道事業特別会計繰出金ということで、これ一般財源から繰り出されていると思うんですけれども、この内容を見ると、平成 30 年 3 月の西郷村公共下水事業計画の変更に伴い、白河へ支払う負担金の割合が変

更となったということで理由が書いてありますけれども、これは具体的に内容はどういった内容なんですか。お示してください。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） 7番藤田議員の質疑にお答えいたします。

白河市に支払っている負担金についてでございますが、現在、西郷村が運営しております公共下水道事業につきましては、村独自の汚水処理場を有しておりません。白河市でございます白河都市環境センターにおいて、白河市、西郷村で共同処理を行っているところでございます。

今回補正計上させていただきました公共下水道建設費の、19節にありますが、共用施設建設負担金は、白河市と西郷村の共同利用にかかわる公共下水道施設についての協定というものを結んでおりまして、当該施設建設に要した事業費及び地方債の元利償還費として負担しているものでございます。

また、公共下水道維持管理費の19節に計上いたしました白河都市環境センター維持管理負担金は、下水の処理についての事務の事務委託に関する協定に基づきまして、委託事務の管理及び事務執行に要する経費として村から白河市へ負担しているところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田議員、今これ下水道のほうの、上下水道ほうの。

○7番（藤田節夫君） 下水のほうの。

○議長（白岩征治君） についてのそのページ数。

○7番（藤田節夫君） ほかにも出ているんだけれども、ごめん。33ページですね。補正予算の33ページの公共下水道事業特別会計繰出金ということで質疑しております。

下水の関係は白河のほうでやってもらうということですが、ただ、私がちょっと聞きたいのは、これは当初予算で全て予算化すると思うんですけども、なぜ今この補正予算で出てきたのかということをお示しください。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

当初予算に計上いたしました金額につきましては、白河市からの概算の費用ということで費用内訳をいただいておりますが、その後、平成29年度末、30年3月になりますが、公共下水道事業の計画変更協議並びに県南都市計画下水道事業変更認可を行いまして、全体計画区域の拡大が図られております。これによりまして西郷村の負担すべき割合というものが増加したことにより、今回の増額補正をさせていただいたところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 計画変更に伴うということですが、その計画はどのように変更になったのかお伺いします。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

負担金の主な増加要因といたしまして、熊倉にごぞいます一条工務店の分譲地の区域を公共下水道地区に編入したこと、また、農業集落排水施設の上野原地区並びに真船地区の2地区を公共下水道区域へ統合したことによりまして、計画面積が増えたということで、村の負担率が変更となっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） その一条工務店の分譲に伴うということと、あとは農業集落排水の関係2か所ということですのでけれども、一条工務店の分譲地は、もう全て本管というか、それは設置しているとは思うんですけども、まだ分譲している段階でこういった負担金がやっぱり支払うことになるんでしょうか。お願いします。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

白河市との協定の中で、全体計画を変更した面積等の比率によって負担割合を決めるということになっております。今のところ、実際面積を拡大しておりますが、実際には汚水というものはまだ流していない状況にごぞいます。これは、仮に白河市が同じ状況であっても、負担率が上がるということでごぞいます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは人数割りじゃなくて面積で、宅地の面積になるのかどうかちょっとわからないですけども、世帯数とか人数割りとかではなくて、分譲面積というのか、宅地面積というのか、そういったことでこの分担金は払うことになるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

共用施設建設負担金というものがごぞいますが、そちらは計画汚水量というものがごぞいます。あと、計画人口と計画面積の案分によって負担率を求めています。

あと、もう1点の白河都市環境センター維持管理負担金につきましては、計画汚水量をもとに案分をしております、負担率を定めております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 一条工務店はまだまだこれから分譲して、入るかどうかもわからないということなんですけれども、その後入居というか、分譲が売れないと、村にはお金が入ってこないということになると思うんですけども、今、村では下水道に設置すると負担金を各1軒ずつ支払うようになっていますよね。これは一条工務店の分譲も一緒だと思うんですけども、それは同じと考えてよろしいですか。その分担金のほうですけども。

○議長（白岩征治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（相川 晃君） お答えいたします。

一条工務店の分譲地につきましては、会社側において管渠、そちらを布設しておりますので、その13万円の受益者負担金と申しますか、そちらについてはかからない状況になります。

- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） これは会社でもう全て管を設置していることなので、そこに入居するとか、分譲で入居する人たちは、その負担金は全然かからないという理解でよろしいですか。
- 議長（白岩征治君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（相川 晃君） 建設費については、管渠と汚水ますというものを設置してまいります、そちらは一条工務店の開発行為によりまして行われておるということから、村では受益者負担金というものは賦課しないということでございます。一般的に村で施工した管渠部分につきましては13万円を、その工事費の一部としていただいております。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 180世帯ですか、今分譲、第1次。そうすると、もうその使用料とか、この分担金に値する部分は、一条工務店のほうからまとめて村に入るといふ考えでよろしいんですか。もう既に180世帯分を一条工務店のほうから村のほうに入ったという理解でよろしいですか。違う。
- 議長（白岩征治君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（相川 晃君） 一条工務店のほうから村のほうへはお金の収入というものはございません。なぜ受益者負担金をかけていないかということになりますと、管渠部分の本管、下水の本管といいますか、そちらの部分について開発行為によって入れている。仮に村があれだけの延長をやるとすごくかかるのではないかと思いますけれども、申しわけございません、ちょっとうまく答えられなくて。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 何かわかったような、わからないようなあれですけども、当然下水道とか、下水処理、使えばそのかかった分は当然1軒幾らでいただくということになりますよね、これは。わかりました。どうもありがとうございました。
- 次に、一般会計、特別会計、公共企業会計、補正予算に関する説明書の13ページですかね。諸収入の項目で、雑収入に原発賠償金3,448万1,000円が予算化されていますけれども、この賠償金の関係で、なぜこの3,448万1,000円、どんな部分で村に賠償金と入ってきたのか。その内容をお示してください。
- 議長（白岩征治君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（田中茂勝君） 7番藤田議員の質疑にお答えいたします。
- 原発賠償金3,448万1,000円の内容ということでございますが、今回の賠償金につきましては、平成25年10月から平成29年3月までの放射能対策課職員の超過勤務手当、この分が賠償対象ということで合意いたしまして、この額が賠償金として支払われるということでございます。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 人件費とか放射能対策課の人件費の超過勤務の手当分を今回東電のほうから補償があったということではよろしいでしょうか。

今、村としては、このほかにこういったものを東電のほうに損害賠償として要求しているのでしょうか。お伺いします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

請求額として多いのは、放射能対策課職員の基本給分です。今認められているのは超過勤務手当だけですので、基本給の部分についても請求をしているという状況でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 項目として基本給部分だけで、ほかにはもう請求していないんですか。それとも基本給部分ということでどのぐらいの金額請求しているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

基本給だけでちょっと計算しておりませんので、もろもろ含めた請求額のトータルが現時点で約4億4,500万円ほどでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 4億4,500万円ということですがけれども、今、村として個人的には東電との交渉は行ってなくて、西白河管内ということで共同で交渉しているという状況だと思うんですけれども、4億4,000、細かい時間というのはほとんど職員の基本給に当たると思うんですけれども、まだまだいろんな損害賠償あると思うんですよ。今、項目的には言わないで全体的なことをお話ししましたけれども、現在まだ放射能対策室はありますし、その対応もしているし、ほかの事業もやっているんで、こういったことはやっぱり今後も東電のほうに請求して、支払っていただくべきだと私は思います。

また、山林にしても、皆様ご存じのように山菜やら川魚、野菜にしたっていまだに放射能検査をしなくては出荷ができないという状況なので、これは担当課として、また村としてももう最後まで粘り強く、東電のほうは払うとは言っているんです、口では。だから、こういった誰でも目に見えてこの原発事故による放射能による対策は、西郷村だけじゃないんですけれども、行っているんで、これは最後まで追及して、村としてそういうときに消費しているわけですから、村は税金かかっているわけなので、ぜひこういったことは諦めないで今後もやって、請求していただきたいと思いますけれども、村長のそういった点をどう思っているのか、お示しいただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

実際には押し出し超過勤務ということで、平成25年10月から平成29年3月まで支払いいただきました。今、課長が説明したように、4億4,500万円、いろいろな要求をしているということでありまして、さらに各町村、西白河町村、足並みそ

ろえて粘り強く請求していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。以上で73号ですか、議案の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第73号について質疑したいと思います。

第2款の総務費の第1項総務管理費、この中で企画費がございます。この中をちょっと見ていきますと、拠点づくりプロジェクト基本計画策定プロポーザル審査委員会、またその中に同じプロジェクト、基本計画測量設計委託ということで出てまいります。これの大もとになるものは、9月の定例会で債務負担行為ということで議会のほうで承認した内容かなというふうには理解しておりますけれども、このプロポーザル方式というのはなかなか耳になじまない言葉で、また今回もちょっと引っかけたものですから、今質疑に出てまいりました。

この拠点づくりに当たって、村は審査をしていただくに当たって、場所、目的、期間を提示して、業者さんからその業務に対する遂行方法、その方法を選択するメリットを提案をしてもらって、提案書として提出してもらったものをこの審査委員会の中で審査をするものだというふうに理解をしています。その審査をするに当たって、いわゆる村は拠点づくりに関して基本的な考えというのかな、コンセプトというのかな、あとは目指す形とかいろいろあるかと思うんですけれども、この内容についてお示しいただきたいなというふうに思います。

これに関して、本日1点目の議案にも関係しますので、それは先に審議終わっておりますけれども、そういったものも含んでくるなというふうに理解をするところでありますので、拠点づくりについての村の基本的なコンセプト、目指す形、また理想とするものというのはどういうものがあるのかお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 11番上田議員の質疑にお答えいたします。

拠点づくりプロジェクトについての村のコンセプトということでございますが、この拠点づくりプロジェクト計画でございますが、生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画というものでございまして、防災拠点である村役場や村民交流施設である村文化センターを中心とした役場周辺エリアにおいて、生活利便施設やにぎわい施設の集約、また防災拠点としての庁舎機能強化、子育て支援機能や高齢者支援機能の充実、それから公共交通ネットワークの形成というものを図っていくということが根底にございまして、これらについて計画づくりをしていくというものでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、答弁いただいたんですけれども、内容がまだ不十

分かなど。具体的にこういうふうな考えがありますよということがないと、審査員の方もこれ審査しづらいんじゃないかなと思うんです。じゃなければ、その業者の方が、私は場所と目的と期間をもって実施して、こういった形で提案しますよということで提案されても、じゃ村がどの方向に目指すのかというのがはっきりしていないと、審査員の方はただ、業者さんが提案してきたものに関してどう審査していいのかわからないんじゃないかなと思うんですけれども、そのようなこととお話ししてしまうとあれですか。今後の発注とかにいろいろ絡んでくるんですか。これ実際に発注になっていますよね、もう。さきの段階で、債務負担行為でやっているよね。その中で、じゃ具体的に内容というのは示されていると思うんですけれども、じゃないと審査の方が審査しづらいと思うんですけれども、具体的な内容というのはないんですか。もう一度確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

拠点づくりプロジェクトにつきましては、庁舎が主なものになるわけでございますが、発注はこれからになります。その計画策定の仕様につきましては、まず計画条件の整理、それから整備の目的と方針、それから新庁舎及び防災施設等の機能や規模の検討、それから建設計画の考え方、そういったもろもろ、そういった項目について提案をいただいて、それについて委員のほうで審査会を実施するというところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。このプロポーザルの語源が、プロポーズですよ。要するに、例えば結婚を申し込むときに私と結婚してくださいと相手が申し込んでくる。それを受けるに当たって、自分の好みっていろいろありますよね。顔が丸いほうがいいとか四角いほうがいいとか、いろんなのありますよね、人間でいえばの話ですけれども。行政がこれをやるに当たって、具体的に、じゃ先ほど言いました庁舎の安心安全とかワンストップとかいろいろ考えていらっしゃると思うんですけれども、その具体的なものがきちんと見えないと、審査員の方も審査しづらいんじゃないかと私は思って今回質疑しているんですけれども。そういったものって漠然としたままでこのままこの方式を進めていってもいいんですか。そこをちょっと確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

審査につきましては、審査項目、それから評価基準というものを事前に決めておまして、それにのっとって審査をしていくということになっています。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） その審査基準とかが、それを示していただけませんかとお話をしているんですけれども、そういったものというのはどんなふうになっていますか、

伺います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

評価の項目といたしましては、事務所の能力とそれから実施体制、配置予定技術者の能力、それから提案内容ですね。提案内容につきましては、それぞれテーマを掲げておまして、村のシンボルとしての庁舎のあり方についてとか、それから防災拠点としてのあり方について、それからライフサイクルコストの縮減の考え方についてと、幾つかテーマがございまして、それぞれに配点がされています。それらについて数人の審査員が審査をして集計、最終的に一番点数の高かったところが契約の優先最高順位ということになります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。これから発注するということで、多分シンボルとして村はこんなふうを考えていますよとか、テーマはこんなふうなテーマでこの拠点づくりを考えていますよということは、ここでお話できないのであれば、それでそのように答弁していただければ、しょうがないんだなと思います。業者が先に情報をとってしまって、それに基づいて設計されてしまったのでは、このプロポーザルの意味が半分もうなくなってしまいますので、その基準が示せるか示せないか、まずそこから。示せるのであれば、こういう形で基準、シンボルとしてはこんな形を考えていますとか、防災庁舎はこんなテーマで考えていますよとか、そういうのがあればお示しいただければと思うんですけども、それがもし発注前でお示しできないというのであれば、それで結構ですけども、いかがですか。その部分を聞きたいんです。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

ちょっと現時点では詳しく述べられませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。もう一度確認します。それは発注前だからということと理解してよろしいですか。それとも、村の中にそういう考えはないと理解していいんですか。どちらですか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） テーマは決められています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議会に対してもそういう話はなるべく早く開示していただきたいというふうに思います。我々がもう形になったものを見て、最後にマルかバツかという判断をさせられるのは非常に苦しい。できれば議会側の意見も十分に反映させていただけるような形で方式をとっていただきたいというふうに思います。安心安全の拠点づくりに関してはですよ。

もう一つ、じゃ同じ内容で、第10款教育費の中の第6項保健体育費の中にも、や

はりプロポーザルの委員会の報酬が出てまいります。これは総合運動公園に関してのプロポーザルの審査の話なのかなと思うんですけども、これに関しても、やはり同じく伺いたいと思うんですけども、この総合運動公園について、村は担当課、教育長部局で将来あるべき形というのはどんな形を考えているのか、お示しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 11番上田秀人議員の質疑にお答えいたします。

総合運動公園基本構想策定業務でございますが、こちらは多様な村民のニーズに対応し、村に点在する既存体育施設の利用実態や特性を踏まえ、その有効活用を図るとともに、周辺地域の環境の変化や老朽化等による一部施設の移転の検討も含め、村民がスポーツを身近に楽しむことができる総合的なスポーツ活動拠点の整備をするため、集約させた魅力ある総合運動公園を考えております。

また、プロポのテーマでございますが、5つ用意してございまして、まず1つ目、利用者のニーズの調査の手法、テーマ2、総合運動場の民間資本の活用方法や国・県等の補助事業の活用について。テーマ3、既存体育施設の一部移転と総合運動場の適地選定及び規模について。テーマ4、持続可能で低ランニングコストの総合運動場について。テーマ5、魅力ある総合運動場にするための手法。5つのテーマで基準を考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。担当課のほうから5つほどテーマを示していただきました。その中で、また原点にちょっと戻りますけれども、いわゆるプロポーザル方式をするに当たって、場所、目的、期間を提示してとありますよね。この場所に関しては、この議会の場においても、あそこの場所じゃない、こっちがいいと、いろんなご意見が出ていますよね。こういったものをどういうふうに集約していくのかなというのが1つあります。あとは、村でなかなか聞かないですけども、民間資本を活用したいいわゆるPFI方式ですね、これ。これというのはなかなか聞かない言葉なんですよ。以前も、19年ぐらい前、この庁舎の建てかえのときにPFI方式ということで議会のほうでも検討したことがあります。その中で、なかなかこれは難しかったということで、PFIというのはなかなか全国的にも難しいのがあるなという、大きな課題がある中でこのテーマを取り上げていくということは大変だろうなと思います。

あとランニングコスト、魅力あるとか、施設の移転という話があったんですけども、これをテーマの中に、甲子のこども運動広場、400メートルのトラックありますよね。これとの絡みというのはどんなふう考えていくのか、どういうふうテーマづけていくのか、考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

今、甲子の運動広場というお話がございましたが、今、こちらの一部移転でおし

やっている部分なんです、こちらは折口原にございますテニスコート、それから折口原のグラウンド、そちらの移転も今後考えなくてはいけないのかなと考えておりますので、その部分でこのようなテーマ3という形で示しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。甲子の運動公園は、今後このテーマとどういうふうに絡めていくのかなと思うんですけれども、あれはあのまま移行していくんですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 今現在では、甲子の運動広場は現在そのまま移行していくような形で考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。現時点で、これはマルかバツかとなるとちょっと判断つかないので、このまま保留にしたいなと思うんですけれども、ただ1つ、テーマの1つ目として利用のニーズということで言葉を挙げていただいたんですけれども、村民のニーズということで、これは運動される方のニーズだけじゃなくて、運動を必要とする、11日一般質問で私やりましたけれども、やはりメタボの予備軍とか、私みたいにおなかのゆとり世代の人たちが運動に参加できるような、そういったニーズも掘り起こしをしながら、このやつは進めるべきではないかと思うんですけれども、いかがですか。伺います。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） お答えいたします。

今回村民のニーズの調査ということで、アンケート調査も考えております。今、数のほうもこれから検討していきながら、考えていきたいと思っておりますので、アンケートをしながらその辺も対応したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま担当課長のほうからアンケートというお言葉があったんですけれども、アンケートだけに頼ることなく、新白河の業者の方も専門的に今指導されている方いらっしゃいますよね。あとは健康推進課にいる保健師とか、そういったものの意見を酌み入れながら、村民のニーズを掘り起こして、十分に活用できるような施設にすべきではないかと申し上げて、質疑を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。議案第73号について質疑いたします。

私は、拠点づくりと総合運動公園、17ページと37ページですね。ここは全員協議会でもお話1回説明させていただきました。今、11番議員の説明を聞きまして、

最初に所信表明のとき、村長に対しては一生懸命こういう事業を進めてほしいと、今まで全然やらなかったやつを進めてほしい、それには共感するところでもありますけれども、今質疑の中で上田議員に答弁した内容を聞いていますと、本当に必要なのかというのと、この金どこから出てきて、最後に両方一遍に進めてしまった場合、その後のランニングコストの面を考えると大丈夫なのかと心配が出てきました。これ、これから進める話なんですけれども、まずこれを進めるに当たって、その財源の確保とその後のランニングコストまで計算を考えた上で、これスタートしたんでしょうか。その辺まずお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 4番鈴木勝久議員の質疑にお答えします。

拠点づくりと運動公園ということで、今ほど課長が説明しましたように、まずは村民の、私の公約でありましたけれども、まず村民の意見をよく聞きたいなということでプロポーザルをやって、その中でやって、ランニングコスト、財政面、いろいろ当然出てきますので、その中で何をやってどうなるかというのは、そのプロポーザルをやって進める中で考えていく所存であります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 当然そこで村長の意思というか考えがあるわけですよ。その意見ばかり尊重するわけじゃない。そういうのだと、この間説明されたとおりにいくと計画というのは、前回全員協議会で話した、いただいた資料とその実施計画のスケジュールですか、タイムスケジュール、これは変わってきて当然ですよ。その中で村長がお考えなのは、何を先に優先したいというお考えはあるのか、ちょっとその辺お聞きしたいんですけれども。運動公園と拠点づくり、その中でも何を優先したいのか。村長がお考えなのは一遍につくっていくような状態なんですよ、両方とも。何か説明では。その優先順位というのはやっぱりプロポーザルの意見を集約した後にスケジュール等々は決まっていくという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろプロポーザルの中で何をやるか決めていかなければならないのも1つですし、優先順位についてはいろいろ村民の意見を聞いた中で、財政とか要望とかいろいろ総合的に考えていきたいという考えでありますので、まずはプロポーザルで村民の意見を集約したいなというところでもあります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 当然、その中間とかそういう結果を踏まえた後には、議会にも説明はなさるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 当然、節目節目で大事なところは、先ほど別な議員からも言われましたけれども、特に庁舎なんかは議場もつくらなければならないものですから、その辺は十分密に相談しながらやっていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ぜひともある委員が言っていたように、議員をまぜるとという言い方はしなかったですね、うるさい、余計な外野は話を聞くなという、トップダウンで行けというのを、そこは高橋村長はしないというご意思でございますから、この間、本当に議会改革の中で私たち研修に行ってきたときに、合議制、今までの首長は、住民の代表者であるから私がやって何が悪いという、ある種ポピュリズム的な発想で先行していったような、どうせ村民の利益になるんだから議会は反対できないだろうという、そういう変な理屈で今までやってきた嫌いも見えてまいりますので、ぜひとも議会も意見を尊重しながらこれを進めていってもらいたいと思っていますけれども。今のは終わります、質疑は。

私は、9ページの前、7ページ、補正予算の説明書の7ページ、入湯税の問題なんですけれども、マイナス196万円、これの内容を説明していただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（賦課・固定資産担当）（仁平隆太君） 議員のご質疑にお答えいたします。

入湯税に関しまして、現在、11月30日現在ということになりますけれども、調定額が前年度に比しまして5.82%減となっております。それですので、今後の3月までの見込みを計算いたしまして、補正予算で196万円の減という補正予算を計上させていただいております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ここから見えますのは、まず利用客が減ったということなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 税務課課長補佐。

○税務課課長補佐（賦課・固定資産担当）（仁平隆太君） お答えいたします。

当然ながら、現在申告で上がってきております申告書に基づきまして、利用者数が実際に減少しております。前年度と比しましても利用者数が減少しているということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） こういう数字、非常に大事なんです。今までは減った、それで終わりだったんですけれども、この数字から見えますのは、西郷に入ってくる交流人口が少なくなった。観光政策にかかわってくる問題なんです。これ、数字が減って初めて人が減ってきたというのがわかるんですけれども、じゃ、村としてはこの観光政策、交流人口を増やすために何か政策を上げていかなければならないと思うんです。そういうことをこの数字から把握して、どのようにお考えなのか、その辺質疑いたします。

○議長（白岩征治君） もう一度質疑してください。内容がよくわからないみたいですから。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この補正予算に単純にこの数字を上げるのではなくて、上がった数字をどう分析するかが大事だったんです、本来は補正のときは。それを次の政策に上げなければならないと思うんです、私は。ですから、単純にこのマイナスになったのを上げて、そこで思考を停止するという話じゃないと思うんです。ですから、この数字を見てどのようにお考えになるか。また来年度予算にどのように結びつけていくかというのをお聞きしたかったわけですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 4番議員に申し上げますけれども、今の予算でありますので、それらについての詳細な質疑をしていただきたいと思います。政策的なものになってきていますので。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員は単なる減少じゃなくて、次の政策をとということだと思っておりますけれども、それは減少ということは真摯、真剣に受け止めながら、当初予算なり今後の事業展開を考えていかなければならないという考えは持っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そういうのを常に数字を見て、数字からいろいろなことを分析して行って、この数字を上げていったり、また議員から突拍子もない発言のように今伺ったような感じに見えたんですけれども、この数字というのはその背景にいろいろございまして、単純にこれを補正予算に上げたからどうのという問題じゃなくて、どういう原因でこうなってきたか、それを対処するにはどうするんだというのを、やっぱり上げるときにはある程度のそういう考えというのはお持ちになっていただきたいなと思っています。今まであまりそういう内容について触れなくて、何に使っただけで終わりましたけれども、今後は税金、午前中に言いましたけれども、非常に皆様から預かっているお金ですから、貴重なお金でございますから、そういう部分も踏まえまして考えていただきたいなと思って、今出したわけでございます。

じゃ、次にいきます。

9ページ、下のほうに福島県営農再生事業支援事業補助金、これは大変な金額で、9,962万7,000円、マイナスになっておりますけれども、その内容についてお答えください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

今回減額補正をさせていただきました福島県営農再開支援事業補助金につきましては、西郷村の萱窪地区ですか、由井ヶ原の奥、白河高原農場さんで持っている牧草地があると思うんですけれども、あそこの草地の更新事業を今回当初予算で計上しておりました。本事業につきましては、平成29年度、平成30年度の2か年にわたって約130ヘクタールぐらいだったと思うんですけれども、草地を更新をして営農再開につなげるというようなことで考えておりました。

本事業につきましては、基本的に国からの指示がございまして、牧草地につきましては基本的に草地を更新した後ではないと草地として使ってはいけませんというよう

な指示がございましたので、県のほうの営農再開支援事業を使いまして、平成29、30年度2か年で草地を全て更新をして、使える農地については草地を更新しまして、営農再開につなげるというような予定でやっておりました。平成29年度につきましては、約60ヘクタール超ぐらいだったと思うんですけども、白河高原農場さんの牛舎がある周辺、約60ヘクタール超を平成29年度更新をしまして、現在草地として使っております。

今年度、平成30年度につきましては、その昨年草地更新を実施しましたところから西側に広がる場所ですね、林道をずっと行った先のあたりになると思うんですけども、そのあたりと、あと東側ですね、西郷ダムに近いほうの草地を更新する予定でございましたけれども、事業実施主体になる白河高原農場さんのほうから、草地としてではなくて、野菜の生産地として使いたいという申し出がございました。野菜の生産につきましては、特に草地更新等が国からの指示で営農再開の条件にはなってございませんので、県のほうと協議をしまして、事業を取り下げたと。今回、歳入歳出合わせてこの金額を減額補正をさせていただいたというのが事情でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 説明が大変詳しくしていただいて、ありがとうございました。

聞きたかったのは、単純なんです。せっかく県の補助金がついたのになぜ返さなければならなかったか。その内容だけでよかったんですけども。基本的に補助金って、国なんかを見ていると、大体99億円ぐらいでやっていて、110億、20億円という大体は補正予算というのは増えていきますけれども、ずっと見ていると、西郷村は意外と逆に補正予算が減額になっている部分が大変多々あったので、あまりに金額が多かったもので、せっかくいただいた補助金、なぜ返すのかなという、そういう単純な疑問で、内容がちょっとわからなかったものですから、今で大変わかりました。

要は、村長に申し上げたいんですけども、なるべくいろいろな事業を把握して、うちらちゃんと精査しますけれども、補助予算といえども村長がやりたいことをばんばんここに上げてきていただいて、何でこんなに使うんだというぐらいに、まだ西郷、財政的にもたんまり、裕福というと語弊がありますがけれども、ぎりぎりでやっている93%にもなっていますから、経常収支率ですね、前回。でも、今回何か3月では増えたあれで、まだまだできますから、需要を喚起して一生懸命村長のやりたいことをやっていただければ、そう思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第73号「平成30年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで、質疑の途中であります。午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時57分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◎議案第74号から議案第77号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

日程第6、議案第74号から日程第9、議案第77号までの4件について一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号から議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第10、議案第78号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第78号「平成30年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎報告第6号に対する質疑

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第11、報告第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第6号については終わります。

◎諮問第2号に対する質疑、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、追加日程第1、諮問第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について意見のある方の発言を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 意見なしと認め、意見を終結いたします。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については適任である旨の意見を添えて答申することに決定いたしました。

◎請願陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第12、請願陳情に対する委員長報告であります。

請願第4号に対する委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、秋山和男君。

○文教厚生常任委員会委員長（秋山和男君） 9番。文教厚生常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、12月5日、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第4号「後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願」につきましては、採択すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第4号「後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、請願第4号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(白岩征治君) ここで、発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、それでは議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

(午後2時24分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後2時26分)

○議長(白岩征治君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加日程の上程(発議第5号)

○議長(白岩征治君) それでは、追加提案されました発議1件につきまして、日程第12の次に追加日程第2、発議第5号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

◎発議第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 発議第5号を議題といたします。

ただいま日程に追加されました発議第5号は、先ほど採択されました請願第4号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第5号「後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げを行わないよう求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第13、閉会中における継続調査の結果についてであります。各委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長(上田秀人君) 11番。議会運営委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告をいたします。

当委員会においては、第4回定例会にかかわる会期、議事日程等の諮問事項について審議をいたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっておりますので、ご参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長(白岩征治君) 議会運営委員会の委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、南館かつえ君。

○総務常任委員会委員長(南館かつえ君) 6番。総務常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、10月9日から11日までの3日間において、全員参加のもと、北海道浦幌町及び芽室町を視察し、議員のなり手不足の対応策と議会改革と活性化の取り組みについて、今後の議会活動に生かすことを目的として、所掌事務調査を実施いたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっております。

以上、報告を終わります。

○議長(白岩征治君) 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会委員長、矢吹利夫君。

○産業建設常任委員会委員長(矢吹利夫君) 10番。産業建設常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、10月17日から19日の3日間において、全員参加のもと、富山県入善町、公益財団法人入善町農業公社を視察し、農業振興、観光物産振興の観点から本村の農業公社との連携や今後の展望と課題の参考とするため、所掌事務調査を実施しました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所管事務調査報告書のとおりとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 産業建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教厚生常任委員会委員長、秋山和男君。

○文教厚生常任委員会委員長（秋山和男君） 9番。文教厚生常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、11月7日（水）から9日（金）の3日間において、全員参加のもと、熊本県菊陽町及び宇城市を視察し、子育て支援、高齢者の福祉、教育について今後の議会活動を資することを目的とし、所管事務調査を実施いたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所管事務調査報告書のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 各委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第14から日程第18までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌調査及び付託事件について閉会中の継続調査の申し出がありました。

おはかりをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、平成30年第4回西郷村議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

（午後2時34分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月14日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 南 館 かつえ

署名議員 藤 田 節 夫